

企業誘致奨励措置の指定企業申請について

1. 土地の取得

指定企業の条件を勘案し、条件に合う場合土地取得前、土地取得後でも構わないのでご相談ください。用途により奨励金の額が変わる場合があります。

2. 指定企業指定申請書関係

土地取得から事業所の建設に着手する日の前日までに稲城市指定企業指定申請書(様式第1号)を提出してください。

★指定企業指定申請書

書類名	内容
指定企業指定申請書(第1号様式)	①「事業所の名称」欄には、予定している建物の名称を記載してください。 ②「業種及び事業の内容」欄は、基本的には日本標準分類に該当するものを記載して下さい。子会社等が入居する場合は、別紙で一覧表等を作成し添付して下さい。 ③指定企業指定申請書は下記の書類と一緒に提出して下さい。

★添付書類

添付書類	内容
法人登記事項証明書 (個人にあつては住民票の写し)	申請日から3か月以内に取得したもの
定款又は規約	全文の写し
事業計画書	独自様式で記載内容は、 ① 稲城市に移転・開設された理由 ② 操業開始後の事業内容・将来計画 ③ 当該事業所の地元雇用予定(障害者等含む) ④ 地元企業との取引予定 ⑤ 事業所建設の際及び操業開始後の環境配慮事項

	<p>⑥ 運転資金計画</p> <p>⑦ 設備計画</p> <p>⑧ 資金調達計画</p> <p>⑨ 地域貢献活動予定、寄贈等 等を盛り込んで記載してください。</p>
事業所の位置図及び配置図	
事業所の建設計画を記載した書面及び図面	
建築確認通知書の写し	
土地譲渡契約書、土地賃貸借契約書等の土地の 所有権又は事業用定期借地権を申請者が有す ることが確認できる書類の写し	土地の譲渡若しくは賃貸契約を締結した契約 書の写しの全ページを添付してください。
事業所の建設に係る工事請負契約書の写し	契約書の写しの全ページを添付してください。
常用労働者数を確認できる書類	常用雇用者の住所、雇用期間などを記載した社 員名簿などを添付してください。なお、内容が 正しいものである証明を添付してください。
確定申告書及び決算書の全頁の写し	過去3年分のもの
国税、都道府県税、市町村税又は特別区税の納 税が確認できる書類	過去3年分のもの 申請日から3か月以内に取得したものを添付 してください。国税：法人税又は所得税、都道 府県税：都道府県税（個人又は法人）、区市町 村税：区市町村民税（個人又は法人）、固定資 産税、都市計画税 事業の移転の場合：移転前の事業所のもの 開設の場合：本社のもの
その他市長が必要と認める書類（一例）	<p>① 指定作業所届出 東京都「環境確保条例」 に該当する駐車場（20台以上）、ボイラー、 原動機を設置する場合（届出書：市HP 提 出先：緑と環境課）</p> <p>② 緑化計画書 東京都「自然の保護と回復に 関する条例」に該当する場合 1000㎡以上の土地の場合該当します。 （届出書：都環境局HP 提出先：東京都多摩 建築事務所（立川市））</p> <p>③ 省エネルギー計画書 「エネルギーの使用 の合理化に関する法律」に基づく届出に該 当する場合</p>

	<p>(届出書：都環境局 HP 提出先：東京都多摩建築事務所（立川市）)</p> <p>④ 資源物保管場所届及び廃棄物保管場所等設置届 稲城市「廃物の処理及び再利用に関する条例」に該当する場合 1000 m²以上の延床面積で 100 kg/月の資源物を廃棄する場合 (届出書：市 HP 提出先：緑と環境課)</p> <p>⑤ 建築物環境計画書 東京都「環境確保条例」に基づく提出対象の場合 延床面積が 5000 m²以上のもの (届出書：都環境局 HP 提出先：環境局)</p> <p>⑥ 開発行為許可書 都市計画法代 29 条第 1 項の開発行為許可書 許可が必要ない場合もあります。 (都知事→事業者)</p> <p>⑦ 騒音規制法・振動規正法の特定施設の届出 (届出書：市の HP 提出先：緑と環境課)</p> <p>⑧ 大規模建築物廃棄物保管場所等設置届 →建築物の延床面積が 500 m²以上の時に届出が必要 (届出書：市 HP 提出先：緑と環境課)</p> <p>⑨ 商業施設における道路の渋滞対策について</p> <p>⑩ 雇用計画書</p> <p>⑪ 複合施設の場合は利用用途毎の床面積内訳書</p> <p>⑫ その他独自の環境保全対策について確認できる資料</p> <p>※ 深夜営業施設における営業時間の配慮について</p> <p>※ その他</p>
--	--

3.申請書提出

提出先

稲城市役所 産業文化スポーツ部 経済課 商工係

住所:〒206-8601

東京都稲城市東長沼2111

電話:042-378-2111(内線 674)



4.申請書の審査・指定企業決定

稲城市企業誘致条例第6条

稲城市企業誘致審査会要綱

企業誘致審査会概要

指定企業指定申請を提出された後、企業誘致審査会を開催します。この審査会は、条例第5条第2項の規程による指定企業の選定を行い、指定することが適当であるかを審議いたします。

企業誘致審査会

- ①審査会は、当方で日時を指定してご担当者の方にご連絡いたします。
- ②審査会時はできる限り、ご担当者のプレゼンテーションを行って頂きたいため、審査会時の出席を依頼いたします。(稲城市企業誘致審査会要綱第4条)

プレゼンテーションは以下のとおりに行います。

稲城市企業誘致審査会における企業概要説明

1	目的	企業誘致条例等（別添）と合致する企業であることをアピールして下さい。特に、条例第5条第2項「…事業内容が立地場所にふさわしいものであり、かつ、市の産業に寄与するものである」及び同項第8号「環境の保全」の視点は入れてください。	目安 時間 20分
2	事業内容	会社の事業説明や当該事業所で展開する事業の内容	
3	経営状況・業績	収益率	
4	事業計画	戦略	
5	建築計画	景観への配慮等	
6	事業貢献度	「市民の雇用」「環境への配慮」「商工会への加入予定」「近隣産業への配慮」「稲城市への貢献度」など中長期におけるポイントなども説明してください。	
7	その他	特にアピールしたいこと	
8	質疑応答		10分